

令和2年度雫石町南畑地区コテージむら産業廃棄物処理業務 仕様書

公益社団法人岩手県農業公社(以下「甲」という。)における標記業務の委託については、この仕様書の定めるところにより実施するものとする。

1 一般事項

- (1) この業務は、産業廃棄物の掘起し、収集運搬及び処分を行うものである。
- (2) この業務にあたっては、関係する法律及び条令等に従って行うこと。
- (3) 掘起し、収集運搬及び処分する廃棄物は、別紙1「業務委託内容明細書」、別紙2「業務位置図」及び別紙3「工場生産浄化槽認定シート」のとおりとする。
- (4) 受託業者(以下「乙」という。)は、監督官庁が交付する事業許可証の事項に変更があった時には、速やかに変更後の許可証の写しを添えて、甲に報告すること。
- (5) 業務中において、事故が発生した場合は、直ちに甲に報告し、指示を受けるものとする。事故の発生が、甲の過失・責任によるもの以外は、乙が責任をもって対処するものとする。
- (6) 委託業務にあたっては、甲の指示のもとに収集場所付近の営農の支障とならないよう十分配慮すること。

2 業務内容

- (1) 掘起しにあたっては、産業廃棄物が破壊されて周囲の土に飛散しないように努めること。
- (2) 産業廃棄物の掘起し後に出来た穴に雨水等が溜まっている場合は、排水ポンプで除去すること。
- (3) 雨水等を除去した後、機械の通行等に支障の無いように埋戻し及び整地を行うこと。
- (4) 産業廃棄物自体に雨水等が溜まっている場合は、これを除き乾燥させてから、収集運搬を行うこと。
- (5) 収集運搬業務にあたっては、排出する産業廃棄物に係る監督官庁が交付する収集運搬業の許可証を有する者が行わなければならない。
- (6) 業務実施にあたっては、業務中の安全運転はもとより、輸送車両の点検等、安全な業務実施に留意すること。
- (7) 1(3)にかかる廃棄物の分別作業については、敷地内での実施を許可する。
- (8) 排出日時については、甲、乙協議のうえ決定する。
- (9) 乙は、実収集量が確定した時点で、報告書を甲に提出し、確認を受けること。

3 処分業務内容

- (1) 産業廃棄物の処分業務は、乙又は乙の指定する処分業者が行うものとする。
- (2) 産業廃棄物の処分業務にあたっては、排出する廃棄物に係る監督官庁が交付する処分業の許可証を有する者が行わなければならない。

4 提出書類

- (1) 担当職員の指示に従い次の書類を整理して提出するものとする。
 - ア 施行計画書(実施計画書)
 - イ マニフェスト
 - ウ 現場写真(掘削、掘起し、埋戻し、収集、運搬、処分の項目ごと施行前・後)
 - エ 業務日報

オ その他担当職員が必要と認めたもの

(2) 担当職員と協議を行った場合は、業務打合せ簿を作成し提出するものとする。

5 収集運搬及び処分に係る委託料の支払について

(1) 甲が乙に支払う委託料は、収集運搬及び処分に至るまでの一切の経費であり、乙はそれぞれの処分業者に対し、処分に關する手数料を支払うこと。

(2) 実収集量が確定した時点で委託料の総額も確定することになるが、その際は当初契約時の単価は変更せず、個々の実収集量に当該単価を掛けた金額により委託料を精算する。

6 事業完了の報告

(1) 業務実施後は、完了報告書を甲に提出すること。

(2) マニフェストはその都度甲に提出すること。E票は最終処分終了後に提出すること。

(3) 本仕様に定めのない事項について、実施上疑義が生じた時は、甲、乙協議するものとする。

【別紙 1】

令和2年度雫石町南畑地区コテージむら産業廃棄物処理業務委託内容明細書

1 対 象

雫石町南畑地区コテージむらの指定した場所の産業廃棄物の掘起し、収集運搬及び処分に関する業務

2 場 所

雫石町南畑第28地割242, 246, 248, 250, 252-1, 254, 256, 258, 260, 262, 263番地

3 委託業務内容

委託業務内容	単位	数 量	摘 要
機械による掘起し及び埋戻し作業	式	1	粘質土（現地発生土）
排水ポンプによる雨水等除去作業	式	1	口径100mm程度を想定
合併浄化槽吊上げ、撤去作業	式	1	廃プラスチック
所有機械による積込作業	式	1	廃プラスチック（合併浄化槽等）
所有機械による収集運搬作業	式	1	廃プラスチック（合併浄化槽等）
安定型埋立処理	k g	10,000	廃プラスチック（合併浄化槽等）
安定型埋立処理	k g	2,000	瓦礫（合併浄化槽基礎コンクリート）

※ 委託料は、実際の重量により支払うものとする。

4 実施期間

契約締結後14日間（土日祝日除く）

5 収集場所

別紙2位置図のとおり

浄化槽撤去及び倉庫内廃プラ集積場所位置図



